

奈良県副知事定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二号

奈良県副知事定数条例の一部を改正する条例

奈良県副知事定数条例（平成八年三月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「二人」を「三人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。